

第 5 次
柳津町振興計画

基本計画（後期）

【平成28年度～平成32年度】

概 要 版

みんなが主役！笑顔広がる絆のまち



福島県柳津町

町長あいさつ



本町は、平成23年3月に“みんなが主役！笑顔広がる絆のまち”を町の将来像とし、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの指針となる第5次柳津町振興計画を策定し、町民の皆さまとの協働によるまちづくりを進めてまいりました。

この計画を策定して以降、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害、さらには、平成23年7月27日から30日にかけての記録的な集中豪雨による新潟福島豪雨災害に見舞われましたが、震災で失われた尊い命を悼み、また、水害による被害と、その教訓を忘れることなく心に刻んで、風評被害対策、復興対策等に取り組んでまいりました。

また、以前から続く人口減少と少子高齢化は深刻さを増し、町税等の収入の減少や社会保障費の増加につながるなど、本町の大きな課題となっています。こうした課題の解決に向け、道路や公営住宅等の整備はもとより、保育、教育、福祉を充実させ、安心して子どもを生き育て、そして安心して生活できるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、前期基本計画の振り返り評価をするとともに、町民意識や社会情勢の変化を考慮して見直しを行い、この度、平成28年度から平成32年度までの5年間の後期基本計画を策定いたしました。

本計画は、震災からの復興はもちろんのこと、魅力あふれるまちづくりに向けた町政全般にわたる施策や災害から得た教訓を盛り込み、町民の皆さまが安全で安心して暮らせるように、総合的なまちづくりを目指してまいります。

基本構想で掲げる施策の取り組み方針に基づき、目的の実現に向け、一つひとつの施策に全力を注いでまいりますので、今後とも皆さまの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました町民の皆さま、慎重審議をいただきました振興計画審議会委員の皆さま、御協力いただきました多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

平成28年3月

柳津町長 井関 庄一

目次

□基本計画

| | |
|------------------------------|----|
| ・第5次柳津町振興計画の概要 | 1 |
| ・基本計画（後期）の概要 | 2 |
| ・政策体系表 | 3 |
| 1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり | 4 |
| （1）子育て支援の充実 | 5 |
| （2）健康づくりの推進 | 6 |
| （3）高齢者・障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進 | 7 |
| （4）医療体制の充実 | 9 |
| （5）交通安全の推進 | 10 |
| （6）防犯対策の推進 | 11 |
| （7）火災・災害対策の推進 | 12 |
| （8）安全安心な水の供給 | 13 |
| 2 未来に希望の持てる活力あるまちづくり | 14 |
| （1）農林業の振興 | 15 |
| （2）観光の振興 | 16 |
| （3）商工業の振興 | 17 |
| （4）雇用対策の推進 | 18 |
| 3 豊かな自然と共生する美しいまちづくり | 19 |
| （1）循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進 | 20 |
| （2）自然環境の保全 | 21 |
| （3）下水道利用の促進 | 22 |
| （4）美しい景観のまちづくりの推進 | 23 |
| 4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり | 24 |
| （1）道路ネットワークの充実 | 25 |
| （2）公共交通ネットワークの充実 | 26 |
| （3）情報通信ネットワークの充実・活用 | 27 |
| （4）交流・移住・定住の促進 | 28 |
| 5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり | 29 |
| （1）学校教育の充実 | 30 |
| （2）青少年の健全育成 | 32 |
| （3）生涯学習の推進 | 33 |
| （4）生涯スポーツとレクリエーションの推進 | 34 |
| （5）地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興 | 35 |
| 6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり | 36 |
| （1）地域コミュニティの維持 | 37 |
| （2）財政健全化の推進 | 38 |
| （3）効果的・効率的な行政運営の確立 | 39 |

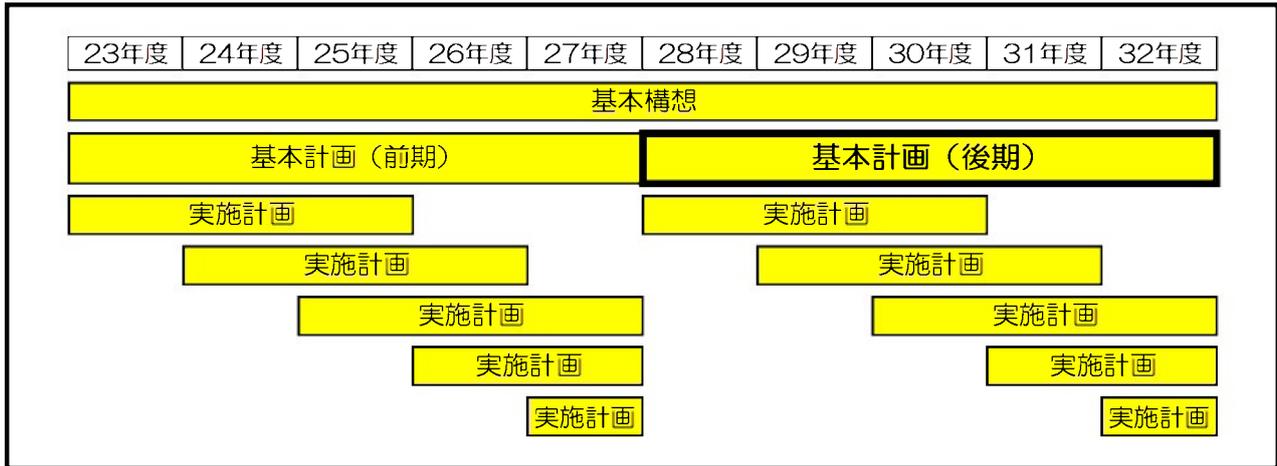
第5次柳津町振興計画の概要

1. 柳津町振興計画の構成・計画期間

柳津町振興計画は、本町のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うため平成23年3月に策定しました。

この計画は、平成23年度を計画初年度とし、平成32年度を最終目標年度とする10年間の本町のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。その計画期間は次のとおりです。

振興計画の構成・計画期間



2. まちづくりの基本方針

計画期間における本町のまちづくりの基本方針は、振興計画基本構想で、本町の将来像とそれを実現するための6つの基本政策を定めています。

○将来像 “みんなが主役！ 笑顔広がる絆のまち”

「みんなが主役！のまち」とは、人口の減少や少子高齢化の中であって、町民一人ひとりのまちづくりへの参画が大変重要なものとなってきます。一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、その個性や長所を存分に発揮し、まちづくりの推進役として担っていただけるよう推進するものです。

なお、基本計画中の施策ごとに地域住民、関係団体及び行政等の役割分担を定め、それぞれがまちづくりに参画することとしています。

「笑顔広がる絆のまち」とは、日頃から町民一人ひとりが生きがいを感じ、笑顔の広がる家庭や地域社会を築き、本町は古くから信仰といで湯の里として多くの方が行き交う場所でもあることから、町民はじめ来訪者も含めて、互いに思いやり、心の通い合う絆のまちづくりを推進していきます。

このような絆の形成がまちづくりの大きな原動力になるものと考えます。

○基本政策

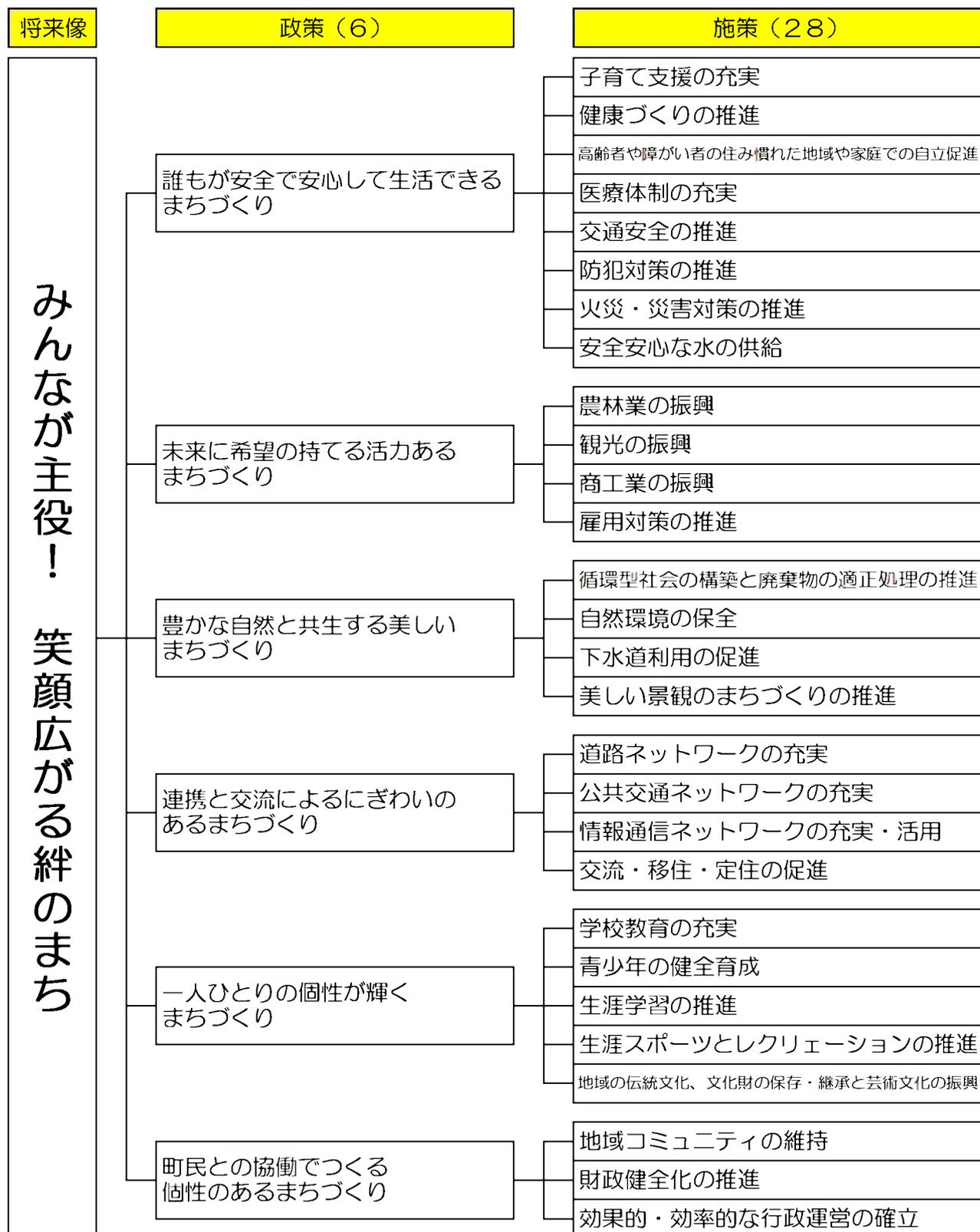
- ①誰もが安全で安心して生活できるまちづくり
- ②未来に希望の持てる活力あるまちづくり
- ③豊かな自然と共生するうつくしいまちづくり
- ④連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり
- ⑤一人ひとりの個性が輝くまちづくり
- ⑥町民との協働でつくる個性のあるまちづくり

基本計画（後期）の概要

1. 計画策定の目的

基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して体系化した政策体系を構築し、政策体系の28施策ごとに、平成23年度から平成27年度までの前期計画を振り返り評価し、社会情勢や経済情勢等を勘案し、平成28年度から平成32年度までの5年間で行う取り組み方針や役割分担、目標値などを明らかにして、本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

・基本計画政策体系



振興計画政策体系表

| 出来像 | 政策 | 施策 | 基本事業 |
|------------------------|-------------------------------|------------------------|--|
| 1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり | (1) 子育て支援の充実 | ①地域の子育て支援 | ③子育ての仲間づくりの促進 ④食育の推進 ⑤保育サービス・保育施設の充実 |
| | (2) 健康づくりの推進 | ①精神的な受診の促進 ②生活環境の整備 | ③親子の体力に合った軽運動の促進 ④地域での見守り推進 |
| | (3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進 | ①医療機関の存続と連携 | ④家族への支援 |
| | (4) 医療体制の充実 | ①交通完全教育の推進 | ⑤防災環境の整備 |
| | (5) 交通完全の推進 | ①防犯意識の向上 | ④健全な会話の運営 |
| | (6) 防犯対策の推進 | ①防災予防活動の推進 | ④災害予防活動の推進 |
| | (7) 防災・災害対策の推進 | ①施設の適正な維持管理 | ④特別支援教育の充実 |
| | (8) 安全安心な水の供給 | ①おぼろの農業の推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (9) 農業の振興 | ①効果的なPR活動の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (10) 観光の振興 | ①新規参入業者への支援 | ④魅力ある商店街の形成 |
| 2 未来に希望の持てる話があるまちづくり | (1) 子育て支援の充実 | ①就業のための支援 | ④新規産業創出の推進 |
| | (2) 健康づくりの推進 | ①就業の適正な維持管理 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進 | ①おぼろの農業の推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 医療体制の充実 | ①効果的なPR活動の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (5) 交通完全の推進 | ①防犯意識の向上 | ④健全な会話の運営 |
| | (6) 防犯対策の推進 | ①防災予防活動の推進 | ④災害予防活動の推進 |
| | (7) 防災・災害対策の推進 | ①施設の適正な維持管理 | ④特別支援教育の充実 |
| | (8) 安全安心な水の供給 | ①おぼろの農業の推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (9) 農業の振興 | ①効果的なPR活動の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (10) 観光の振興 | ①新規参入業者への支援 | ④魅力ある商店街の形成 |
| 3 誰もが自然と共生する美しいまちづくり | (1) 環境型社会の構築と産業物の適正処理の推進 | ①ごみ発生抑制の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (2) 自然環境の保全 | ①人・自然の調和共生 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (3) 下水道利用の促進 | ①加入の促進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (4) 美しい景観のまちづくりの推進 | ①景観意識の高揚 | ④魅力ある景観形成 |
| | (1) 道路ネットワークの充実 | ①安心して通行できるまちづくりの推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 公共交通ネットワークの充実 | ①利便性の確保・向上 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 情報通信ネットワークの充実・活用 | ①光通信ネットワークへの加入促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 交流・移住・定住の促進 | ①快適な住環境の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (1) 学校教育の充実 | ①豊かな学力の向上 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 青少年の健全育成 | ①郷土を愛する心の育成 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| 4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり | (1) 道路ネットワークの充実 | ①安心して通行できるまちづくりの推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 公共交通ネットワークの充実 | ①利便性の確保・向上 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 情報通信ネットワークの充実・活用 | ①光通信ネットワークへの加入促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 交流・移住・定住の促進 | ①快適な住環境の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (1) 学校教育の充実 | ①豊かな学力の向上 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 青少年の健全育成 | ①郷土を愛する心の育成 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 生涯学習の推進 | ①生涯学習推進体制の整備・充実 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進 | ①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興 | ①町民文化活動の促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (1) 地域コミュニティの維持 | ①集落機能の支援 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| (2) 財政健全化の推進 | ①住民サービス向上のための自主財源の確保 | ④子どもと保護者との連携の推進 | |
| (3) 効率的・効果的な行政運営の確立 | ①業務の外部委託の促進 | ④観光団体の組織体制の強化 | |
| 5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり | (1) 道路ネットワークの充実 | ①安心して通行できるまちづくりの推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 公共交通ネットワークの充実 | ①利便性の確保・向上 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 情報通信ネットワークの充実・活用 | ①光通信ネットワークへの加入促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 交流・移住・定住の促進 | ①快適な住環境の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (1) 学校教育の充実 | ①豊かな学力の向上 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 青少年の健全育成 | ①郷土を愛する心の育成 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 生涯学習の推進 | ①生涯学習推進体制の整備・充実 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進 | ①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興 | ①町民文化活動の促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (1) 地域コミュニティの維持 | ①集落機能の支援 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| (2) 財政健全化の推進 | ①住民サービス向上のための自主財源の確保 | ④子どもと保護者との連携の推進 | |
| (3) 効率的・効果的な行政運営の確立 | ①業務の外部委託の促進 | ④観光団体の組織体制の強化 | |
| 6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり | (1) 道路ネットワークの充実 | ①安心して通行できるまちづくりの推進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 公共交通ネットワークの充実 | ①利便性の確保・向上 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 情報通信ネットワークの充実・活用 | ①光通信ネットワークへの加入促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 交流・移住・定住の促進 | ①快適な住環境の推進 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (1) 学校教育の充実 | ①豊かな学力の向上 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (2) 青少年の健全育成 | ①郷土を愛する心の育成 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (3) 生涯学習の推進 | ①生涯学習推進体制の整備・充実 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進 | ①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| | (5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興 | ①町民文化活動の促進 | ④子どもと保護者との連携の推進 |
| | (1) 地域コミュニティの維持 | ①集落機能の支援 | ④観光団体の組織体制の強化 |
| (2) 財政健全化の推進 | ①住民サービス向上のための自主財源の確保 | ④子どもと保護者との連携の推進 | |
| (3) 効率的・効果的な行政運営の確立 | ①業務の外部委託の促進 | ④観光団体の組織体制の強化 | |

みんなが主役！笑顔広がる絆のまち

1 誰もが安全で安心して生活できる まちづくり

(1) 子育て支援の充実

目的

- 対象 子育てしている世帯
- 意図 安心して産み、楽しく育てられるようにする

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
保護者として責任を持ち、家族全員で子育てに取り組みます。
- 地域
地域の子どもとして見守り、育てていきます。
- 行政
 - ・子育て・保育サービスを提供します。
 - ・子育て相談に対応します。
 - ・子育ての経済的な支援を行います。

事業の取組み

- 地域の子育て支援
家庭や地域、学校、保育所などの子育てに関係する機関が一体となり、地域の子どもとして見守り、育てるために、積極的に子育て施策を推進します。また、子育てボランティアの育成や障がい児に対しての支援・理解を促進します。
- 経済的な支援・充実
頑張れ子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の軽減、子どもの医療費助成、妊婦健診の助成等の支援を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- 子育ての仲間づくりの促進
子育てに関する相談や情報交換の場を提供し、子ども同士、親同士の仲間づくりを促進します。
- 食育の推進
子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進めるとともに、食を通じた親子や家族の関わりを深め、子どもの食べる力を豊かにはぐくむための支援を行います。
- 保育サービス・保育施設の充実
仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの充実を図ります。



(2) 健康づくりの推進

目的

- 対象 町民
- 意図 個々が健康管理し、より健康な毎日を過ごす

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
健康の自己管理をできるようにします。
- 行政
 - ・町民一人ひとりが健康の自己管理をできるように進めていきます。
 - ・生活習慣病予防及び疾病の重症化予防対策を推進します。
 - ・保健協力委員の協力を得ながら検診体制の充実を図ります。
 - ・健康づくりにつながる普及啓蒙に取り組んでいきます。

事業の取組み

- 積極的な受診の促進
特定健診やがん検診等、各種検診の受診機会を確保するとともに受診の勧奨を行い受診率の向上を図ります。また、その検診の結果に基づき、生活習慣病の予防事業を併せて行い早期発見・重症化予防の早期対策の強化に努めます。
- 健康的な食生活の促進
健康的な食生活について、意識啓発や情報提供などに努めます。
- 個々の体力に応じた軽運動の促進
個々の体力に応じた軽運動の機会の提供を図り、無理のない運動の継続による健康の維持を促進していきます。



(3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進

目的

- 対象 ・高齢者（65歳以上）
・障がい者
- 意図 ・地域で生きがいをもって、安心して生活できる
・日常生活を支障なく、安心して生活できる

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・介護予防事業や健康づくり事業などに積極的に参加します。
 - ・公民館活動に参加するなど自ら生きがいづくりに取り組みます。
 - ・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。
- 地域
 - ・地域コミュニティを促進し、高齢者や障がい者との交流を図り、地域で見守っていきます。
 - ・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。
- 行政
 - ・高齢者の生きがい活動への支援を行います。
 - ・介護予防事業の充実を図ります。
 - ・法に基づく、各種障がいサービスの提供や支援・相談を行います。
 - ・支援を要する高齢者やその家庭に対して支援を行います。

事業の取組み

- 生活環境の整備
地域包括支援センターとの連携により、高齢者の相談窓口の充実や介護予防事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業や障がい者に対する住宅改修支援等の活用により住環境整備を支援します。
- 自立のための支援
高齢者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録を推進します。また、障がい者が地域で自立して生活していけるよう、就労系サービスの利用を支援します。
- 地域での見守り推進
高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であることから、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、ボランティアの育成を図るとともに、虐待の早期発見や安否確認のため、民生委員・地域包括支援センター等と連携するなど、地域で共に暮らせる環境づくりを推進します。

●家族への支援

家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、必要な支援サービスの質と量の確保に努めるとともに、情報提供体制の充実を図ります。

●生きがいづくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、公民館や関係団体等と連携し生きがいづくりを推進します。



(4) 医療体制の充実

目的

- 対象 町民
- 意図 いつでも必要で適切な医療が受けられる

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
救急・応急手当の対処法等について理解を深めます。
- 地域
近隣住民で見守り確認をします。
- 行政
 - ・診療所の医療体制の充実を図ります。
 - ・国・県に対して、救急搬送体制、医師の確保、へき地医療体制の充実について、引き続き要望していきます。

事業の取組み

- 医療機関の存続と連携
住民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに、地域内の医療機関との連携を図り、医療体制の維持に努めます。
- 救急搬送の充実
救急病院までの搬送に時間を要する地区の対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制の充実を努めます。



(5) 交通安全の推進

目的

- 対象 町民
- 意図 交通事故に遭わない・起こさない

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民及び事業所
 - ・日頃から交通事故防止について話し合い、交通ルールを順守します。
 - ・路上駐車等により、冬期間の除雪作業や安全な通行に支障とならないようにします。
- 団体
 - 町交通安全対策協議会の交通安全協会や交通安全母の会を中心に、行政（町・警察）と連携し、交通安全活動に取り組みます。
- 行政
 - ・交通安全教室や街頭指導などを継続して実施します。
 - ・交通事故防止に役立つデータ（事故発生状況、防止策等）を住民等に周知します。
 - ・チャイルドシートの正しい取付け、着用方法について指導していきます。
 - ・道路施設の整備を実施します。

事業の取組み

- 交通安全教育の推進
 - 高齢者や子どもに対する交通安全教室など、未然に事故を防止するための安全教育を行います。また、交通安全協会や交通安全母の会などと連携・協力し、年齢各層への交通安全意識の高揚を図ります。さらに、中心市街地では路上駐車によって通行に危険な状況にあり、また冬期間は除雪の妨げとなることから、住民の意識高揚を図ります。
- 交通安全施設の整備
 - カーブミラー等の交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。



(6) 防犯対策の推進

目的

- 対象 町民
- 意図 犯罪被害に遭わない

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・防犯対策を行います。
 - ・悪質ななりすまし詐欺や空き巣被害情報を速やかに行政へ伝達します。
- 地域
 - ・防犯対策を行います。（防犯灯の設置など）
 - ・行政と一体となった防犯活動に取り組みます。（指導巡回、防犯ボランティア活動など）
- 団体
 - ・行政（町・警察）と連携し、犯罪の予防・警戒活動に取り組みます。
 - ・防犯ボランティアを中心に、安全な教育環境の実現に向け児童生徒の見守り活動に取り組みます。
- 行政
 - ・住民等に対して防犯の意識高揚を図ります。
 - ・青少年に対して道徳心・社会秩序の順守について教育していきます。
 - ・防犯灯設置に対して支援します。

事業の取組み

●防犯意識の向上

地域・学校・警察等と連携して、防犯教育を実施するとともに、「なりすまし詐欺」等の発生情報の周知など、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

●防犯設備の設置促進

地域全体で防犯を推進するため、防犯灯の設置を促進していきます。また、犯罪被害の未然防止・予防のため防犯カメラの導入をします。さらに、各家庭において、出入口の施錠を徹底するとともに防犯設備を設置するよう啓発に努めます。



(7) 火災・災害対策の推進

目的

- 対象 町民
- 意図 火災や災害から生命・財産を守る

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・自己の生命・財産を守るため、防災訓練等に参加し、素早い避難と自主防災への取り組みをします。
 - ・災害の事前兆候を発見した場合に、速やかに連絡し、被害の拡大防止を図ります。
- 地域
 - ・高齢者世帯や要援護者への支援を行います。
 - ・自主防災体制の整備を推進します。
- 団体（消防団）
 - ・訓練等を通じて、団員の資質向上に努めます。
 - ・現状に見合った消防団組織づくりに努めます。
- 行政
 - ・必要な施設、資機材の整備を進めます。
 - ・優遇措置を設けるなど、消防団員の確保に努めます。
 - ・住民の意識高揚を図るべく予防活動を展開します。
 - ・防災行政無線等を活用し情報提供を行い、被害の未然防止に努めます。
 - ・危険箇所の整備のため、国・県に働きかけ、財政支援を要望していきます。

事業の取組み

- 火災予防活動の推進
 - 高齢者世帯をはじめ、住民一人ひとりが自ら火災から生命・身体・財産を守るため、火災予防に対する意識高揚を図ります。
- 町消防団の強化
 - 消防検閲、防災訓練等を通じて日頃から団員の資質向上に努め、町消防団の強化を図ります。また、優遇措置を設けるなど消防団への加入促進を図ります。
- 消防設備等の整備
 - ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプ、防火水槽等の消防設備を計画的に整備し、機動力・消防力の向上に努めます。
- 災害予防活動の推進
 - 備蓄や防災訓練等の実施により、万が一の際に行動が取れる体制づくりに努めます。また、住民の意識高揚を図り、防災・減災に対する理解を促進します。
- 防災環境の整備
 - 災害の発生が想定される危険箇所などの整備について、関係機関への働きかけを行います。また、各家庭においても、東日本大震災の様な大地震に備え、家具の転倒防止対策や食料等の備蓄品を備えてもらえるよう啓発を図ります。

(8) 安全安心な水の供給

目的

- 対象 町民
- 意図 安定的に安全・安心な水を利用できる

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・水質に異常があった場合は、町へ通報します。
 - ・水不足の場合は、節水に協力します。
- 行政
 - ・維持管理・施設整備・改修の計画・実施をしていきます。
 - ・国・県と連携しての施設整備を計画・実施していきます。

事業の取組み

- 施設の適正な維持管理
安定的な水の供給を維持するため、施設の維持管理に努めるとともに老朽化した施設の計画的な更新を行います。
- 安全な水の供給
安全に使用できる水を供給するため、水質の適正管理に努めます。また、水道利用者の節水意識の高揚に努めます。
- 未普及地域への対応
水道未普及地域への施設整備については、地域からの要望や整備条件・環境及び必要性について考慮したうえで対応していきます。
- 健全な会計の運営
加入促進と使用料の収納率向上を図るとともに、適正な歳出に努め健全な会計の運営に努めます。



2 未来に希望の持てる活力ある まちづくり

(1) 農林業の振興

目的

- 対象 専業農家・兼業農家
- 意図 ・経営農家として自立できるようにする
・農地林地を保全する

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
農家
 - ・健全な農地を保全し、生産活動を持続していきます。
 - ・魅力ある農業経営に努め、後継者を育てていきます。
 - ・柳津ならではの農業技術を伝承していきます。農家以外
 - ・地区共同作業（農道等の維持管理等）へ参加協力します。
 - ・地産地消を推進するため、柳津産農作物の購買と消費に努めます。
- 行政
 - ・振興作物の生産・販路・加工品開発へ支援していきます。
 - ・長期展望に立った農林業政策の展開について、国・県へ要望していきます。
 - ・担い手（地域の中心となる経営体）育成のための支援を図っていきます。

事業の取組み

- 売れる農業の推進
安全で安心な農産物を消費者に提供するため、安定的に供給できる販売ルートを確認することで収益を上げることのできる農業を促進します。また、6次産業化や振興作物の産地確立に向けた生産者の取組みに対し支援を行います。
- 経営規模拡大による所得向上の推進
農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、経営規模拡大を図ります。
- 農林業従事者の確保
生産者・JA・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。
- 荒廃農地の解消
優良農地の確保と有効利用を図りつつ荒廃農地の解消に努めます。
- 林地荒廃の防止
森林の有する多面的機能の発揮と林業生産活動を高めるために、間伐等の森林整備を進めるとともに松くい虫などの病害虫駆除を徹底することにより、林地荒廃の解消に努めます。
- 有害鳥獣被害の防止
有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、地域住民等とともに有害鳥獣被害対策に取り組みます。

(2) 観光の振興

目的

- 対象 観光客
- 意図 柳津町に来てもらう・泊まってもらう・食べてもらう・買ってもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・おもてなしの心で接するよう心掛けます。
 - ・観光ボランティアをはじめとして、町の観光案内をしていきます。
 - ・町内を清潔に保ち花植えなど魅力ある観光地づくりを実施します。
- 団体
 - 新たな発想を生み出し、積極的に自主性をもって事業を展開します。
- 行政
 - ・福島県や会津管内市町村、特に只見川流域町村と連携し広域的な取組により観光振興を図ります。
 - ・只見線沿線町村と連携し只見線を活用した観光振興を図ります。
 - ・民間団体の実践力を強化するための助言や自立促進のための働きかけを行います。

事業の取組み

- 効果的なPR活動の推進
 - インターネットを活用した情報発信を積極的に実施します。また観光関連団体とともに観光キャラバンを行い、顔の見えるPRを行うとともに、インバウンド観光を推進します。
- 魅力ある観光イベントの実施
 - 赤べこをコンセプトにした観光イベントを展開し、赤べこ発祥の町をPRします。また美しい自然や伝統文化、食を楽しめるイベントを展開するとともに、只見線沿線町村と連携し奥会津の玄関口である本町をPRします。
- 宿泊施設との連携の推進
 - 宿泊に繋げるために、まちなかを楽しめる環境づくりを行います。また旅館組合と連携し、旅行代理店等へのPRを行います。
- 観光団体の組織体制の強化
 - 民間団体の組織を強化し、行政主導から民間主体の観光地づくりを推進し、観光サービスの充実や集客活動の強化、また、観光施設間の連携による観光力の向上を図ります。

(3) 商工業の振興

目的

- 対象 ・町内の商工業事業所
・町民
- 意図 ・売上の拡大・収益の向上
・町内で消費する

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
買い物等は地元商店街で買うよう心掛けます。
- 事業所
商品開発や販路拡大を図っていきます。
- 行政
・消費者に対する地元消費促進事業を支援していきます。
・企業誘致を積極的にすすめていきます。
・中小企業への資金融資を支援していきます。

事業の取組み

- 新規参入業者や後継者への支援
経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。
- 収益向上のための環境づくり
利用しやすい商店街の雰囲気づくりによる地元消費拡大と、まちなか観光の推進による観光客の消費拡大を図ります。
- 魅力ある商品の開発と販売の推進
地産地消を推進するため、町内の農産物を利用した加工品や赤べこ発祥の地に因んだ土産物などの商品開発、販路拡大を支援し震災の風評の払拭に努めます。
- 魅力ある商店街の形成
まちなか商店街の活性化のために、にぎわいを創出するためのイベント開催を支援するとともに利用しやすい商店街づくりを支援します。



(4) 雇用対策の推進

目的

- 対象 求職している町民
- 意図 仕事に就いてもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・就業できるよう自己の能力向上に努めます。
 - ・就業に関する積極的な情報収集活動を行います。
- 事業所
 - ・町民雇用の推進を図ります。
 - ・後継者の育成に努めます。
- 行政
 - ・税制面での優遇など、事業者に対して支援していきます。
 - ・行政のネットワークを活用した就業や能力開発に関する情報を住民に周知します。
 - ・事業所への町民雇用等に対する支援や情報提供をします。

事業の取組み

- 就労のための支援
工業団地やハローワークからの求人情報を開示し、就職に繋がります。
- 能力開発の支援
求職者能力開発セミナー等の情報提供を行うことにより受講を促進し、就職に有利となるよう支援します。
- 広域連携による雇用の推進
隣接町村との広域連携により本町からの通勤圏内への企業誘致に努め、雇用の推進を図ります。
- 新規産業創出の推進
企業支援団体（商工会、金融機関）と連携し窓口相談等における情報を共有します。また、創業支援事業計画を策定し、町内創業者が有利な助成を獲得できる環境作りを推進するなど新たな産業の創出を支援します。



3 豊かな自然と共生する美しい まちづくり

(1) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進

目的

- 対象 町民
- 意図 廃棄物を適正に排出・処理する

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
ごみの発生抑制に努め、分別収集を推進します。
- 事業所
自らのごみは適正に処理します。
- 行政
 - ・適正に処理するよう意識啓発に取り組みます。
 - ・不法投棄防止のため、パトロールなどの監視を行います。

事業の取組み

- ごみ発生抑制の推進
町広報誌、チラシ等による啓発により、ごみの発生の抑制についての意識高揚を図り、排出量の減量に努めます。
- 分別収集の推進
適正な処理や分別について地区説明会を開催するなど、ごみの分別収集を推進し、リサイクルの促進に努めます。
- 不法投棄防止活動の推進
意識啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の撲滅に努めます。



(2) 自然環境の保全

目的

- 対象 ・町内の動植物
・水・大気・土壌
- 意図 ・生態系・生育を維持する
・汚染や温暖化を防止する

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・生活雑排水処理やごみ処理など、ルール・マナーを守ります。
 - ・保護すべき動植物について関心を持ち、注意を払います。
 - ・節電・節水など省エネに取り組みます。
- 事業所
 - 法律を順守して、廃棄物の適正処理を行います。
- 行政
 - ・自然環境の保全について、普及啓発と情報提供を行います。
 - ・不法投棄監視員、県立自然公園監視員によるパトロールの対策を実施します。

事業の取組み

- 人・自然の調和共生
 - 生態系や里山などの保全を図り、人と自然との共生に努めます。
- 公害発生の防止
 - 公害発生源となる有害物質等の発生状況を監視するなどの対策を講ずるとともに、公害発生防止の啓発や指導に努めます。
- 省エネと環境にやさしいエネルギーの利用促進
 - 家庭でできる省資源・省エネの取り組みへの意識高揚を図り、家庭での省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。



(3) 下水道利用の促進

目的

- 対象 ・町民
・水環境
- 意図 ・衛生的で快適な生活をしてもらう
・環境の保全（公共水域の水質）

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民・事業所
・下水道に加入します。
・使用料について期限までに納付します。
・水環境に対する意識を高めます。
- 行政
・水環境に対する意識高揚を図り、下水道の加入を促進します。
・施設の維持管理に努めます。

事業の取組み

●加入の促進

水環境の保全や住環境の快適性向上、また、健全な財政運営を図るため、下水道（農・林集排、簡排を含む）が整備された地区住民の加入を促進します。また、下水道整備計画のない地区については、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

●施設の適正な維持管理

施設の適切かつ効率的な維持管理に努めるとともに、計画的に更新を行います。

●下水道に関する普及・啓蒙

町民が快適で衛生的に生活できるよう、下水道の役割等について町広報やイベント等の機会を通じ普及・啓蒙を図ります。



(4) 美しい景観のまちづくりの推進

目的

- 対象 ・町民
・来訪者（町外者）
- 意図 ・景観づくりに協力してもらう
・景観に魅力を感じて訪れてもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民・地域
住んでいる地域の清掃活動や花の植栽などを行います。
- 事業所
建物の改修・整備の際には、周辺の景観との配慮に努めます。
- 団体
魅力的な観光地を形成していくために、行政等と協議しながらまちづくりへの提案をしていきます。
- 行政
・景観に配慮するよう、建築物や看板の設置に関する規制・誘導を行います。
・魅力的な観光地づくりのための会議を開催し事業を実施します。
・国・県に対し景観整備・保全のための支援を要望していきます。

事業の取組み

- 景観意識の高揚
自然、歴史、文化に包まれ四季折々の美しさを見せる町の景観を保全するために、意識高揚や啓発に努めます。
- 美化活動の推進
沿道等のごみ収集や花いっぱい運動などの実施により環境美化に努めるとともに、モラル向上のための意識高揚に努めます。
- 町並み景観の整備
来訪者が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなか散策などで賑わいを創出できる地域を目指して、町民の意見を取り入れながら景観整備に努めます。
- 魅力ある景観形成
県景観条例を遵守しつつ、福満虚空藏菩薩圓藏寺を中心とした美しい景観の形成に努めます。



4 連携と交流によるにぎわいのある まちづくり

(1) 道路ネットワークの充実

目的

- 対象 ・町民
・町内の道路（町道）
- 意図 安心して道路を利用できるようにする

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
道路改良等での用地提供等について、協力します。
- 地域
・道路の決壊、土砂崩れなど安全な通行に支障となる状況時には、速やかに町へ連絡します。
・普段利用している生活道路については、除草等の維持管理に協力します。
- 行政
・優先順位等により判断し、未改良路線の整備を進めます。
・交通安全施設の整備を進めます。
・国・県道の整備促進のため、関係機関等を通じて要望していきます。

事業の取組み

- 安心して通行できる道づくりの推進
急勾配、見通しが悪い、幅員が狭いなどの未改良箇所については、安心して通行できるよう計画的な改良に努めます。
- 安全施設の整備
ガードレール等の道路施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。
- 安全な通行の確保
道路の維持補修を図りつつ地域の協力による土砂上げや草刈りなどによって、生活道路の安全な通行の確保に努めます。
また、冬期間における除雪体制の充実に努めます。



(2) 公共交通ネットワークの充実

目的

- 対象 町民
- 意図 便利に町内外へ移動できるようにする

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民・事業所
公共交通機関の利用を心掛けます。
- 団体
各種行事等の開催時間について公共交通を利用できるよう配慮します。
- 行政
 - ・多くの方に喜んで利用いただけるよう利便性の高い運行に努めます。
 - ・生活交通路線（バス）及びJRが安定的に運行を維持していけるよう、国・県に対して支援を要望していきます。

事業の取組み

- 利便性の確保・向上
自家用車等を持たない方等の移動手段として、町民が行きたい時に、行きたい場所へ移動できる町民バスのダイヤ編成に努めます。また、町民のニーズにあった新たな運行体制を検討していきます。
- 運行車両の充実
運行中の事故はもちろん、車両故障等による運行障害が生じないように、町民バスの日常点検及び車両整備の徹底を図ります。
- 公共交通機関等との連携・強化
町民バスとJR只見線及び会津バスとの接続について、待ち時間による利用者の負担を軽減するため、スムーズな乗り換えができるように努めます。また、JR只見線の利活用を促進するとともに、全線復旧に対しての支援をします。



(3) 情報通信ネットワークの充実・活用

目的

- 対象 町民
- 意図 情報通信ネットワークを活用して、便利で安心した生活をする

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民・事業所
 - ・情報通信環境（高速インターネット等）を整備します。
 - ・情報通信ネットワークを日常生活（業務）や事業に積極的に利用します。
- 行政
 - ・情報通信ネットワークの利便性の啓発と利用促進を呼び掛けます。
 - ・携帯電話の通話エリア拡大のため整備を進めます。
 - ・国・県へ情報通信ネットワークの基盤整備について要望していきます。
 - ・携帯事業者に対する自主整備について、要望していきます。

事業の取組み

- 光通信ネットワークへの加入促進
光通信ネットワークのメリットや活用法などについて、PRや講習等を行う中で住民・事業者の加入促進を図ります。
- ITを利活用した情報の共有
災害時の緊急速報メールの配信やホームページによる観光情報・行政サービスの情報提供など、ITを利活用した情報の共有を図ります。
- モバイル通信ネットワークの充実
次世代モバイル通信の整備要望や、公衆無線LANのエリア整備を行うとともに、モバイル通信を利用したソフトウェアサービスの提供など、モバイル通信ネットワークの充実を図ります。



(4) 交流・移住・定住の促進

目的

- 対象 ・町民
・町外者
- 意図 ・柳津町に住み続けてもらう
・柳津町に移住してもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民・地域
 - ・ふるさと意識を高めていきます。
 - ・子ども達に柳津町の自然・歴史・文化など、その良さを伝えます。
 - ・町外者に柳津町の良さや風習を伝え、積極的に受け入れるようにします。
 - ・移住者・転入者を寛容に受け入れる気持ちを持ちます。
- 行政
 - ・柳津町の良さや独自性（行政サービス等）を町民、町外者にPRします。
 - ・移住のための情報や機会を提供していきます。
 - ・移住・定住のための生活基盤（雇用・住宅・交通等）の整備・支援をします。
 - ・空き家の有効活用についての支援をします。

事業の取組み

- 快適な住環境の推進
生活環境の向上を図るための各種施策の取組みを継続しつつ、子育て世帯の定住を促進するため、定住促進住宅の整備等の環境づくりを図ります。
- 交流事業の推進
久保田観音たっしゃ村等のグリーンツーリズム事業や都市交流事業などでの農作業の体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図りながら、田舎暮らしの魅力に触れていただく事業を推進するとともに、新潟県出雲崎町との姉妹都市交流事業を実施します。
- 移住事業の推進
空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供を行いながら受入れ体制の整備を図ります。あわせて、地域おこし協力隊をはじめとする移住者への支援を図ります。



5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

(1) 学校教育の充実

目的

- 対象 町内の児童生徒
- 意図 確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体を育む

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 保護者
家庭、学校の連携を図って、家庭教育を推進していきます。
- 地域
・学校教育の充実のため、支援ボランティア等として協力していきます。
・防犯ボランティアにより児童生徒の安全を守っていきます。
・食育を推進するため、安全で安心できる食材を提供します。
- 行政
・学校教育の充実のため、国・県へ支援を要望していきます。
・統合中学校をはじめ、教育環境、条件の整備・充実を図ります。

事業の取組み

- 確かな学力の向上
各学校の学力向上グランドデザインに基づいた学習指導を進めるとともに、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、町内4校の教職員全員で組織する町教育研究会での研修活動を通じて、教職員の指導力の向上と授業の改善に努めます。
- 豊かな心の育成
道徳教育、学校行事等の充実を図り、体験活動やボランティア活動を重視し、学校・家庭・地域が一体となって豊かな心の育成に努めます。
- 健やかな身体の育成
健康増進、体力・運動能力の向上を図るため、学校保健体育の充実にも努めるとともに、学校給食センターの整備充実にも努め、望ましい食習慣の形成と食育の充実を図ります。
- 特別支援教育の充実
教育支援委員会において、障がいのある児童生徒の適正な把握に努め、学校・保護者・関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。
- 小中連携教育の推進
小・中学校が連携して9年間を見通した教育活動を展開することにより、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図ります。

●情報教育・国際理解教育の充実

情報化社会に対応するために、情報教育の充実に努めます。また、英語指導助手の招致により、英語力の向上、国際理解教育の充実に努めます。

●教育環境・条件の整備・充実

学校の安全を図るための学校施設の修繕など教育環境・条件の整備・充実に努めるとともに、中学校統合についての取組みを進めます。



(2) 青少年の健全育成

目的

- 対象 小学生から高校生世代
- 意図 ・非行に走らせない
・郷土を愛し、誇りを持ってもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・地域の子どもの見守り、育てていきます。
 - ・子どもの手本となるようモラルある行動をとります。
- 地域
 - 地域の子どもとして見守り、育てていきます。
- 事業所
 - 子どもが危険を感じている場合は、安全に保護します。
- 行政
 - ・各種事業への参加やボランティア活動の機会を提供していきます。
 - ・町や地域の伝統・習慣等を伝承していきます。

事業の取組み

- 郷土を愛する心の育成
 - 町や地域の行事等への参加や体験活動、ボランティアとしての関わりを通して、郷土への関心及び愛着を高めるよう努めます。
- 家庭教育の充実
 - 家庭教育講座等の充実を図り、子育ての原点である家庭教育を積極的に支援します。
- 生涯学習と学校教育の連携
 - 生涯学習と学校教育が相互補完的に連携を図ることで、より効果的な青少年の健全育成に努めます。
- 子どもの居場所づくりと環境整備
 - 放課後等における子どもの学習の場及び安全、安心な居場所づくりに努め、体験活動やスポーツ活動を通してマナーや礼儀の指導など心身の健全な育成に努めます。
- 地域ボランティアの活用
 - 防犯ボランティア、学校支援ボランティアの育成・活用を図ることで、登下校時等における事件・事故の未然防止や学校教育の支援に努めます。

(3) 生涯学習の推進

目的

- 対象 町民
- 意図 ひとり1学習をしてもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
 - ・住民自ら学習テーマを見つけ自主的に活動を行います。
 - ・共に学習をする仲間づくりをし、学習活動をしていきます。
 - ・他の人の学習活動を支援していきます。
- 団体
 - ・学習テーマを見つけ自主的に活動を行います。
 - ・団体への加入者の拡大に努めていきます。
 - ・会員相互の親睦と成果の発表、ボランティア活動の推進を行います。
- 行政
 - ・生涯学習の機会や情報を提供します。
 - ・学習活動の成果等を発表する機会の提供をします。
 - ・生涯学習の指導者を養成していきます。

事業の取組み

- 生涯学習推進体制の整備・充実
関係機関・団体との連携及び人材の育成と活用を図り、生涯学習の基盤づくりに努めます。
- 多様なニーズに応える学習機会の充実
町民の多様化した学習ニーズに対応した学習機会の提供や、さまざまな情報の提供に努めるとともに町民の主体的な学習活動を支援します。また世代に応じた学習内容の充実を図ります。
- 社会教育施設・設備の整備・充実
社会教育施設の機能の充実と環境の整備を図ることで、より一層誰もが集える施設づくりに努めます。



(4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進

目的

- 対象 町民
- 意図 ひとり1スポーツに親しんでもらう

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
スポーツに関心を持ち、参加していきます。
- 地域
地域の親睦・融和を図っていきます。
- 団体
スポーツの振興とスポーツ人口を拡大するため、運営、指導のできる体制づくりに努めます。
- 行政
 - ・住民のニーズに合った内容、施設の改修、整備を進めます。
 - ・講演会、講習会等を開催し健康とスポーツへの関心を高めます。
 - ・指導者の養成に努めます。
 - ・スポーツ施設の改修、整備に努めます。

事業の取組み

- 生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実
各種スポーツ教室の開催などを通してスポーツに対する興味・関心を高めることで、ひとり1スポーツの実現を図ります。また、体力・健康の増進だけでなく地域の連帯感や親睦を深めることに繋がる各種スポーツ行事への町民の参加を促進します。
- 地域スポーツの推進
総合型地域スポーツクラブ「赤べこトータルスポーツ」や体育協会等の地域スポーツ団体の活動の充実を図ります。
- スポーツ施設・設備の整備充実
運動公園施設は体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ行事の拠点であるため、施設の維持整備に努めるとともに利用者のニーズにえられるよう施設の機能の充実を図ります。



(5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興

目的

- 対象 ・町内の指定文化財（緑の文化財を含まない）
・町民
- 意図 ・保護・保存・継承
・文化財を知る、伝統行事に親しむ、町の歴史に誇りを持つ
・文化・芸術活動を楽しむ

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持ちます。
・伝統文化の継承に努めていきます。
- 地域
・伝統文化の継承に努めていきます。
- 行政
・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持てるよう意識高揚を図ります。
・文化・伝統等に関する情報の発信・場の提供をしていきます。
・文化財を保存するため支援していきます。
・文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援をしていきます。

事業の取組み

- 町民文化活動の促進
文化協会や各種団体、愛好者との連携を図り、催し等を通して町民の文化活動を促進します。
- 地域の伝統文化の継承
各種保存会等への支援と連携を図ると共に、伝統文化を広く伝えるために発表の場を提供し、伝統文化の継承に努めます。
- 文化財の保護・保存と活用
指定文化財や伝統的建造物等の調査及び保存、継承と適切な管理を支援します。
- やないづ町立斎藤清美術館の充実
町民が身近に芸術に触れる施設として地域との連携を強化し、住民にとって魅力あふれる企画展や住民参加型事業等の実施に努めます。



6 町民との協働でつくる個性のある まちづくり

(1) 地域コミュニティの維持

目的

- 対象 ・町内の集落
・集落の住民
- 意図 集落活動が十分に機能している

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 地域
自主的にコミュニティ活動を継続・維持していきます。
- 団体
高齢者世帯等に対し支援（見守り、貸出）していきます。
- 行政
地域の自主的なコミュニティ活動に対し支援（補助、貸出、協力）していきます。

事業の取組み

- 集落機能の支援
地区集会所の改修等を支援するなど、集落機能を維持していけるように努めます。
- 広報・広聴の充実
町政情報の正確な伝達のため、町民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実に努めるとともに、情報通信ネットワークを活用しての情報の発信を図ります。また、各種会議や町政懇談会、投稿の受付などの実施により、町民の声を町政に反映できるよう努めます。
- 世代間交流の促進
各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながる世代間交流を促進します。
- 伝統行事の継承
各集落において古くから引き継がれている歳の神などの貴重な伝統行事を後世に継承するため、町のイベントで披露する場を設けるなどして支援していきます。



(2) 財政健全化の推進

目的

- 対象 町の財政
- 意図 安定的な財政体質を実現する

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
公平公正な負担に従います。
- 行政
・補助金等の財源の確保に努め、財政負担の軽減に努めます。
・税金の完納に対する意識啓発を図ります。

事業の取組み

- 住民サービス向上のための自主財源の確保
町税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分を行い自主財源の確保に努めます。
- 健全な財政運営の推進
限られた予算の中で政策的経費を確保するためにも、経常的経費を節減し、健全な財政運営に努めます。
- 将来負担の軽減
住民サービスへの貢献度の高い事業を優先するとともに、国、県補助制度や各種団体助成制度の活用、有利な地方債の活用など将来負担の軽減に努めます。
- 公営企業健全化の推進
公営企業の独立採算の原則に基づき、加入の促進や使用料等の収納率の向上に努めるとともに、使用料などの見直しを検討し、健全な経営計画を推進します。



(3) 効果的・効率的な行政運営の確立

目的

- 対象 組織（職員）
- 意図 少人数で効果・効率的に業務遂行をできるようにする

住民・地域（各種団体・事業所等）・行政の役割

- 住民
行政がかかわっている様々な事（イベント、行事、会議など）に参画します。
- 行政
・住民サービスが低下しないよう適正に職員を配置します。
・適正な人事評価に取り組みます。

事業の取組み

- 業務の外部委託の促進
事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度等を活用しながら民間委託を進めます。
- 行政評価システムの推進
振興計画の施策を総括し、次の企画と実施に反映させより効率・効果的な行政運営を目指します。
- 人材育成プログラムの推進
個人と組織の能力を最大限に発揮させる観点から、各種職員研修を実施するとともに法律に基づいた人事評価制度を実施します。
- 組織体制の見直し
振興計画に基づいた行政運営と町民サービスの向上のため、組織体制を見直すとともに、適正な人員配置を行い、効果的・効率的な業務を実施します。



— 町の木・鳥・花 —



柳の木



うぐいす



桐の花

柳津町民憲章

- 自然を愛し美しい町をつくりましょう
- 健康で働き豊かな町をつくりましょう
- 親切をつくし明るい町をつくりましょう
- きまを守り住みよい町をつくりましょう
- 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

昭和五十年十一月制定